

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 25 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年岩手県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） <u>と畜検査等手当</u></p> <p>（4）～（38） [略]</p> <p>（徴税手当）</p> <p>第 3 条 徴税手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>（1） <u>広域振興局税務部、広域振興局総合支局地域支援部又は地方振興局企画総務部若しくは税務部に勤務し、県税の賦課徴収に関する業務に従事する職員（広域振興局総合支局地域支援部又は地方振興局企画総務部の部長の職にある者を除く。）</u></p> <p>（2） <u>総務部税務課、広域振興局総合支局地域支援部、地方振興局企画総務部又は東京事務所に勤務し、県税の賦課徴収に関する業務で人事委員会の定めるものに従事する職員（広域振興局総合支局地域支援部又は地方振興局企画総務部に勤務する職員にあつては、部長の職にある者に限る。）</u></p>	<p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） <u>と畜検査手当</u></p> <p>（4）～（38） [略]</p> <p>（徴税手当）</p> <p>第 3 条 徴税手当は、次に掲げる職員に対して、支給する。</p> <p>（1） 広域振興局税務部、広域振興局総合支局地域支援部又は地方振興局企画総務部若しくは税務部に勤務し、県税の賦課徴収に関する業務に従事する職員</p> <p>（2） 総務部税務課又は東京事務所に勤務し、県税の賦課徴収に関する業務で人事委員会の定めるものに従事する職員</p>
2	<p>[略]</p> <p>（防疫等作業手当）</p> <p>第 4 条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、</p>	<p>[略]</p> <p>（防疫等作業手当）</p> <p>第 4 条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、</p>

次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 結核予防法（昭和26年法律第96号）第25条の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導

(4) [略]

2 前項の感染症等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（四類感染症を除く。）、狂犬病予防法第2条第1項及び第2項に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。）で人事委員会の定めるもの、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症並びに結核をいう。

3 [略]

（と畜検査等手当）

第4条の2 と畜検査等手当は、保健所又は食肉衛生検査所に勤務すると畜検査員又は食鳥検査員が、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づいて行う検査の作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

（公害防止等業務手当）

第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害

次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導

(4) [略]

2 前項の感染症等とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症（四類感染症を除く。）、狂犬病予防法第2条第1項及び第2項に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。）で人事委員会の定めるもの、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症並びに結核をいう。

3 [略]

（と畜検査手当）

第4条の2 と畜検査手当は、保健所又は食肉衛生検査所に勤務すると畜検査員が、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づいて行う検査の作業に従事したときに、支給する。

2 [略]

（公害防止等業務手当）

第8条の3 公害防止等業務手当は、環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が、公害

の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定に基づいて行うばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査

(2)～(7) [略]

2 [略]

(爆発物取締業務手当)

第9条の5 爆発物取締業務手当は、総務部総合防災室、広域振興局総務部若しくは地方振興局企画総務部に勤務する職員又は警察職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(犯則取締等手当)

第9条の6 犯則取締等手当は、総務部税務課、広域振興局総合支局地域支援部、地方振興局企画総務部、漁業取締事務所又は東京事務所に勤務する職員（広域振興局総合支局地域支援部又は地方振興局企画総務部に勤務する職員にあっては、部長の職にある者に限る。）が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(用地交渉等手当)

第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県

の防止等県民の生活環境の保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに、支給する。

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項の規定に基づいて行うばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査

(2)～(7) [略]

2 [略]

(爆発物取締業務手当)

第9条の5 爆発物取締業務手当は、商工労働観光部商工企画室、総務部総合防災室、広域振興局総務部若しくは地方振興局企画総務部に勤務する職員又は警察職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(犯則取締等手当)

第9条の6 犯則取締等手当は、総務部税務課、広域振興局税務部、広域振興局総合支局地域支援部、地方振興局企画総務部若しくは税務部、漁業取締事務所又は東京事務所に勤務する職員（広域振興局税務部、広域振興局総合支局地域支援部又は地方振興局企画総務部若しくは税務部に勤務する職員にあっては、第21条第2項本文に規定する職員に限る。）が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(用地交渉等手当)

第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県

土整備企画室若しくは港湾空港課、広域振興局農林部若しくは土木部、広域振興局総合支局農林部若しくは土木部、地方振興局農政部、農林部、水産部、土木部若しくは土木事務所、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、現地において、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（併給禁止）

第21条 [略]

2 一般職の職員の給与に関する条例第26条第1項の規定により給料の特別調整額を受ける職にある職員には、社会福祉業務手当、農業研修業務手当及び刑事作業手当は、支給しない。ただし、当該給料の特別調整額を受ける職にある職員のうち人事委員会の定めるものが第10条の2第1項第6号に掲げる作業に従事したときは、当該作業に係る刑事作業手当を支給する。

3 [略]

4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日（漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間）については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査等手当	[略]
---------	-----

土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農林部若しくは土木部、広域振興局総合支局農林部若しくは土木部、地方振興局農政部、農林部、水産部、土木部若しくは土木事務所、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、現地において、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。

2 [略]

（併給禁止）

第21条 [略]

2 一般職の職員の給与に関する条例第26条第1項の規定により給料の特別調整額を受ける職にある職員には、徴税手当、社会福祉業務手当、農業研修業務手当及び刑事作業手当は、支給しない。ただし、当該給料の特別調整額を受ける職にある職員のうち人事委員会の定めるものが第10条の2第1項第6号に掲げる作業に従事したときは、当該作業に係る刑事作業手当を支給する。

3 [略]

4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日（漁ろう手当及び用船手当にあっては、当該手当の支給される期間）については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる1の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

と畜検査手当	[略]
--------	-----

	[略]	[略]
2	<p>(刑事作業手当)</p> <p>第10条の2 刑事作業手当は、警察職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>留置人看守作業</u></p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(刑事作業手当)</p> <p>第10条の2 刑事作業手当は、警察職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>被留置者看守作業</u></p> <p>(6)～(16) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。